

# 区政世論調査の結果がまとまりました



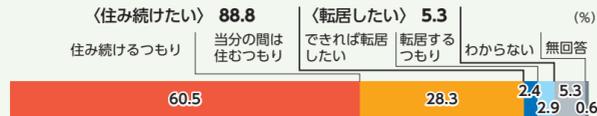
区は、区民の皆さんのご意見やご要望を区政に反映するため、毎年、区政世論調査を実施しています。調査へのご協力ありがとうございました。今号では、平成27年度の調査結果の概要をお知らせします。区政世論調査の結果は、区役所2階情報提供コーナーや各区立図書館、荒川区ホームページからも閲覧できます。  
※小数点第2位を四捨五入したため、回答比率の合計が100%にならないものもあります  
問合せ 秘書課 ☎内線2161

調査の概要	
対象	区内在住の満18歳以上の男女2500人を無作為抽出
配布方法	郵送
回収方法	郵送・電子申請
調査期間	平成27年8月28日～9月30日
回収率(率)	1389件 (55.6%)

## 居住と生活環境

これから荒川区にお住まいになりますか

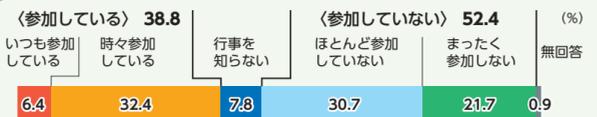
〈住み続けたい〉が9割近く



## 地域とのつながり・暮らし

地域の行事や活動に参加していますか

〈参加している〉は4割未満



## 防災対策

お住まいの地域で実施している防災訓練に参加していますか

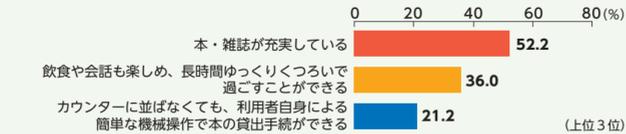
「ほぼ毎回参加している」と「時々参加している」の合計は、全体では2割半ば近くにどまるが、家族成長前期と高齢期は4割前後であった



## 読書習慣・図書館の利用

あなたは、区立図書館がどのような場所であればよいと思いますか(複数回答)

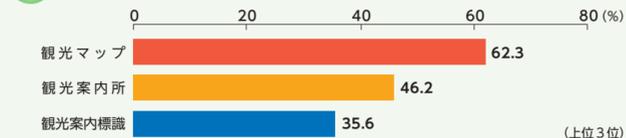
「本・雑誌が充実している」が5割強、これに続く「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」は3割半ば超



## 荒川区の観光

あなたが国内の旅行先や出張先で、あって便利だと感じたものや、無くて不便だと感じたものを選んでください(複数回答)

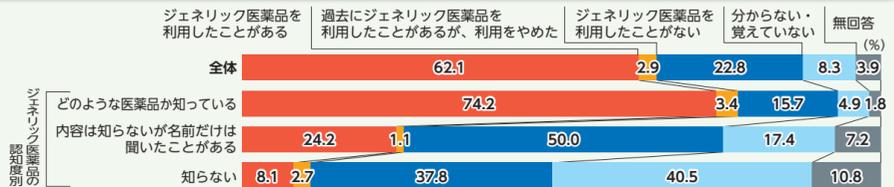
「観光マップ」が6割強、次いで「観光案内所」が4割半ば超



## ジェネリック医薬品(後発医薬品)

今までにジェネリック医薬品を利用したことがありますか

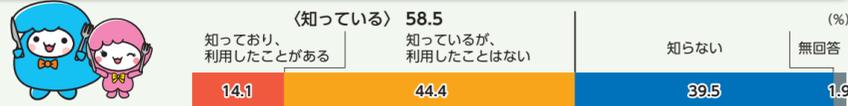
ジェネリック医薬品が「どのような医薬品か知っている」と回答した方はその7割半ば近くが利用したことがあると回答



## 健康づくり

あなたは「あらかわ満点メニュー」を知っていますか

〈知っている〉は6割近く



## 区政への関心と要望

あなたは、区政にどの程度関心がありますか

〈関心がある〉は5割強



荒川区の事業のうち、「現在、力を入れていると思うもの」を、第1位から第5位まで選んでください

「放置自転車対策」が第1位 子どもの年齢が低い世帯は「幼児・児童の子育て支援の充実」が第1位

全体	ライフステージ別 1位
1位 放置自転車対策 (32.9%)	家族形成期 幼児・児童の子育て支援の充実 (38.1%)
2位 健康づくりなどの保健衛生施策の充実 (32.6%)	家族成長前期 幼児・児童の子育て支援の充実 (54.9%)
3位 高齢者福祉の充実 (30.1%)	家族成長後期 健康づくりなどの保健衛生施策の充実/放置自転車対策 (37.4%)
4位 幼児・児童の子育て支援の充実 (24.5%)	家族成熟期 高齢者福祉の充実 (37.8%)
5位 公園の整備充実・緑化の推進 (20.5%)	高齢期 健康づくりなどの保健衛生施策の充実 (42.1%)
	高齢期(一人暮らし) 高齢者福祉の充実 (40.7%)
	一人暮らし 健康づくりなどの保健衛生施策の充実 (30.8%)
	その他 放置自転車対策 (38.5%)

荒川区の事業のうち、「今後、特に力を入れてほしいと思うもの」を、第1位から第5位まで選んでください

「地震などの防災対策」が第1位 ライフステージが高齢期の方は「高齢者福祉の充実」が第1位

全体	ライフステージ別 1位
1位 地震などの防災対策 (31.8%)	家族形成期 幼児・児童の子育て支援の充実 (59.7%)
2位 高齢者福祉の充実 (31.4%)	家族成長前期 子どもの安全対策 (51.3%)
3位 幼児・児童の子育て支援の充実 (23.5%)	家族成長後期 地震などの防災対策 (33.0%)
4位 子どもの安全対策 (21.9%)	家族成熟期 高齢者福祉の充実 (39.6%)
5位 地域防犯の取組 (21.7%)	高齢期 高齢者福祉の充実 (45.0%)
	高齢期(一人暮らし) 高齢者福祉の充実 (44.2%)
	一人暮らし 地震などの防災対策 (32.3%)
	その他 地震などの防災対策 (37.3%)

ライフステージ	
●家族形成期	「39歳以下で同居している子どものいない夫婦」または「同居している一番上の子どもが小学校入学前」
●家族成長前期	「同居している一番上の子どもが小・中学生」
●家族成長後期	「同居している一番上の子どもが高校・大学生」
●家族成熟期	「64歳以下で同居している一番上の子どもが学校卒業」
●高齢期	「65歳以上で同居している一番上の子どもが学校卒業」または「65歳以上で同居している子どもはいない」
●高齢期(一人暮らし)	「65歳以上で一人暮らし」
●一人暮らし	「64歳以下で一人暮らし」

## 区の取り組み

区民の皆さんから要望の高い事業に関して、区では次のような取り組みを行っています。

### 地震などの防災対策

- ▶防災を楽しく学ぶ「あらかわBOSA」(あら坊祭)2016の開催(3月5日)
- ▶永久水利施設の整備、送水訓練の実施
- ▶スマートフォン、タブレットで使用可能な防災アプリ(作成中)
- ▶洪水ハザードマップの更新(作成中)



▲送水訓練

### 高齢者福祉の充実

- ▶介護予防・日常生活支援事業の充実
- ▶認知症予防対策事業「ものわずれ相談」の実施
- ▶地域包括支援センターと高齢者みまもりステーションの増設



▲まるごと元気アップ教室

### 幼児・児童の子育て支援の充実

- ▶子どもの居場所づくり事業の実施
- ▶私立幼稚園の新規整備
- ▶にこにこすくーの全校実施と放課後子ども総合プランの本格実施
- ▶全学童クラブ利用時間延長の実施

- ▶私立認可保育園3園の開設、グループ型家庭的保育事業の開始等による保育定員の拡大
- ▶国家戦略特区制度を活用した都立汐入公園における保育施設の整備



▲にこにこすくー

# 区民住宅の入居者を募集

区民住宅 ※表1のとおり

対象 次のすべてに該当する方

- ▶現に住宅を必要としている
- ▶現に同居または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいる
- ▶申込者本人が、成年者(20歳未満の既婚者を含む)である
- ▶所得(収入額から必要経費等を差し引いた額、同居親族に所得がある場合は合算)が表2の金額の範囲内である
- ▶申込者と同居または同居しようとする親族が住民税、健康保険料を滞納していない
- ▶申込者と同居または同居しようとする親族が暴力団員でない
- ▶外国人の方は、日本国に永住する資格を持っている

表1 区民住宅		表2 所得の範囲	
区民住宅	所在地	世帯人数	町屋五丁目住宅
町屋五丁目住宅	町屋	2人世帯	227万6000円
東日暮里六丁目住宅	東日暮里	3人世帯	265万6000円
町屋八丁目住宅	町屋	4人世帯	303万6000円
規模	22階建て		
	124戸		
	5階建て		
	24戸		
	5階建て		
	40戸		
建築年	平成10年		
使用料(月額)	11万1600円		
	~14万2900円		
	11万7700円		
	~18万3100円		
	11万9600円		
	~14万3100円		

※ほかに共益費月額1万円

表2 所得の範囲	
世帯人数	町屋五丁目住宅
2人世帯	227万6000円
3人世帯	265万6000円
4人世帯	303万6000円
	~622万4000円
	~660万4000円
	~698万4000円
	278万円
	~759万2000円
	316万円
	~797万2000円
	354万円
	~835万2000円

※5人以上の世帯は、お問い合わせください

## 町屋五丁目住宅の使用料を減額します

- 子育て世帯とその親世帯が区内で近居になる場合  
町屋五丁目住宅に居住する世帯で、子育て世帯(同居の18歳未満の子どもがいる世帯)とその親世帯が区内で近居になる場合に使用料を減額します。
- 子どもが3人以上いる世帯  
申込者(同居の親族を含む)と同居する扶養親族(子に限る)のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の使用料を減額します。

期間 申請日の月の翌月～平成30年3月31日 減額する額(月額) 2万円  
申込方法 区役所北庁舎2階施設管理課で配布する申込用紙に必要事項を記入し、持参 ※出・回・例等を除く

申込み・問合せ 施設管理課 ☎内線2824

## 消費者相談室から

# 4月から電力の小売り自由化が始まります

今まで家庭で使う電気は、地域の電力会社(関東地方は東京電力株式会社)からのみ購入できましたが、4月から法律が改正され、購入先(小売電気事業者)を自由に選択できるようになります。多くの事業者が小売業に参入し、営業活動が本格化しますので、十分に説明を聞いて契約を結ぶようにしましょう。

## 自由化に向けての注意点等

- ▶4月1日までに手続きしなくても電気はとまりません。現在供給を受けている電力会社から引き続き供給されます
- ▶どの事業者から買っても家庭に届く電気の「質」は同じです。どの家庭でも同じ電気が供給されます
- ▶メーターは今後計画的に30分単位の細かな計量や遠隔での計量等ができる「スマートメーター」に取り替えられます。原則費用はかかりませんが、別途工事費用がかかる場合もあります
- ▶電気を販売する事業者は、法律により国の登録が必要です。資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp>)で確認できます

## 確認ポイント

- ▶国の登録を受けた事業者か
- ▶料金や契約期間、解約等諸条件について、書面で説明を受けたか
- ▶電話勧誘だけで承諾するのではなく、契約内容を確認し納得して契約する

## 悪質事業者にご注意

- 3月までに契約しないと、電気がこなくなると言われた
- 国の登録を受けていないのに「登録を受けた」と言って営業している
- 「うちの電気は停電しにくい電気だ」と勧誘している
- 電気と〇〇をセットにすれば安くなると言われ、希望しない商品とセット販売された
- 口頭の説明だけで書面を渡さない等

## 消費者相談室をご利用ください

専門の相談員が消費者トラブルの相談を受け付けています。  
受付時間 月～金午前8時30分～午後4時30分  
相談専用電話 ☎(5604)7055

## 問合せ

- ▶電力自由化について……経済産業省 電力自由化に関する問い合わせ窓口 ☎0570(028)555 ※午前9時～午後6時、(出・回・例、年末年始を除く)
- ▶電力自由化の契約時のトラブル等の相談……電力取引監視等委員会 相談窓口 ☎(3501)5725 ※午前9時30分～正午、午後1時～6時、(出・回・例、年末年始を除く)